

東根市告示第95号

東根市長の職務代理者の設置に係る文書等の読替え措置等に関する規程を次のように定める。

令和8年4月17日

東根市長職務代理者

東根市副市長 佐藤 慎 司

東根市長の職務代理者の設置に係る文書等の読替え措置等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条の規定に基づき、市長の職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）を設置する場合における文書等の読替え措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(文書等の修正)

第2条 職務代理期間において、市長の職氏名の表記及び東根市長之印が押印されている文書等をやむを得ず使用するときは、市長の職氏名及び東根市長之印を2本線で抹消し、職務代理者の職氏名を表記するとともに、東根市長職務代理者之印を押印するものとする。

(文書等の読替措置)

第3条 前条の規定にかかわらず、既に市長の職氏名又は東根市長之印が刷り込まれている文書等で、修正することが容易でないと認められるものについては、これらの文書等の職氏名につき東根市長のものを東根市長職務代理者のものと、東根市長之印を東根市長職務代理者の印と読替えて措置するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。